

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	(株)りそなホールディングス		コード	8308
提出日	2025/5/28	異動（予定）日	2025/6/25	
独立役員届出書の提出理由	2025年6月25日開催予定の定時株主総会をもって、現取締役全員の任期満了に伴い選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岩田 喜美枝	社外取締役	○										○					有
2	池 史彦	社外取締役	○										○	△				有
3	野原 佐和子	社外取締役	○										○					有
4	山内 雅喜	社外取締役	○										○					有
5	田中 克幸	社外取締役	○										○					有
6	瀬口 二郎	社外取締役	○										○				新任	有
7	ランドバーグ 史枝	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	岩田喜美枝氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	岩田喜美枝氏については、行政での経験や、化粧品業界の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、サステナビリティやダイバーシティ＆インクルージョンの観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたくため、独立役員として届出します。
2	池史彦氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。同氏が過去に代表取締役会長を務めていた本田技研工業株式会社と当社との間は「社外役員の相互就任の関係」に該当いたします。なお、同氏は同社代表取締役会長を2016年6月に退任後、9年が経過しております。また、同社と当社グループとの間には取引がありますが、2024年度における取引額は同社連結総売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であり、融資取引もありますが残高は同社連結総資産の1%未満であります。以上より同氏は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件を満たしていることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。	池史彦氏については、グローバルに展開する製造業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、コンプライアンス・リスク管理やIT・デジタルの観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。また、取締役会議長として、議題選定や議事運営を主導するなど適切にその役割を果たしていただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたくため、独立役員として届出します。
3	野原佐和子氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	野原佐和子氏については、IT分野における豊富な経験と高い専門性に基づき、取締役会等において、特に、IT・デジタルやコンプライアンス・リスク管理、ダイバーシティ＆インクルージョンの観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたくため、独立役員として届出します。
4	山内雅喜氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	山内雅喜氏については、物流業界の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、組織マネジメントやサステナビリティの観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたくため、独立役員として届出します。
5	田中克幸氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	田中克幸氏については、企業法務に関する専門的な知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、法務・コンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたくため、独立役員として届出します。
6	瀬口二郎氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	瀬口二郎氏については、金融分野の専門家としての知識や経験及び財務・会計に関する十分な知見に基づき、取締役会等において、特に、組織マネジメントやグローバルの観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたくため、独立役員として届出します。
7	該当なし	ランドバーグ史枝氏については、IT分野の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、IT・デジタルを活用した経営戦略の観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたくため、独立役員として届出します。

4. 補足説明

- (社外取締役の独立性の要件)
1. 本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
- (1) 当社またはその関連会社の業務執行取締役もしくは執行役またはその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）、または、その就任前10年間において当社またはその関連会社の業務執行者であった者
- (2) 当社の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合の業務執行者である者
- (3) 当社またはその関連会社と重要な取引関係（注1）がある会社またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者
- (4) 当社またはその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社またはその関連会社からの受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
- (5) 当社またはその関連会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
- (6) 当社またはその関連会社から過去3年平均にて年間1,000万円または当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
- (7) 上記（2）から（6）について過去5年間に於いて該当する場合
- (8) 配偶者または二親等以内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (9) 当社またはその関連会社から取締役を受入れている会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者である者
- (10) 社外取締役としての在任期間が通算で8年を経過している者
- (11) その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（10）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
- (注1) 重要な取引関係とは、以下のいずれかに該当する取引等をいう。
- (i) 通常の商取引は、当社の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上
- (ii) 当社またはその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載されかつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合
2. 上記（1）から（11）のうち抵触するものがある場合でも、指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外取締役として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外取締役候補者として選定することができる。その場合においては、独立性を有する社外取締役として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。
- (その他補足事項)
1. ランドバーク史枝氏の戸籍上の氏名は、齊藤史枝であります。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。